

平成19年3月28日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 産業廃棄物不法投棄事案に係る諸状況について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線 6278）

(1) 特定支障除去等事業の実施計画（案）について

支障除去の方針（案）では、支障および支障のおそれとして、廃棄物層内の燃焼および燃焼領域の拡大によりダイオキシン類の生成などが懸念されるため、燃焼部の消火および拡大を防止することを目標に、支障除去の実施方法（対策工）を技術専門会議、環境省及び産廃処理振興事業財団と協議を進めます。

(2) 技術専門会議の設置について

(ア) 目的 産廃特措法に基づく実施計画案の策定にあたり、内部燃焼に係る消火対策、ダイオキシン類対策について、専門家に技術的見地から助言を得る。

(イ) 委員構成 廃棄物対策、水質、土壌、ダイオキシン類対策及び消火対策の専門家8名程度

(3) 撤去の状況

(ア) 撤去済量（平成19年3月17日現在） 83,459 m³

【内訳】 ①自主撤去等による撤去量 79,398 m³

②措置命令の被命令者による撤去量 4,061 m³

(イ) 自主撤去等による申出量 117,000 m³

(ウ) 撤去作業の一時中断

㈱善商の実質的経営者疋田優の判決が確定し、従業員が解雇されたことに伴い、撤去作業が3月18日から一時中断しています。

今後は、撤去業者が自ら積み込み作業を行うなど早期に再開できるよう検討中です。